

浜松市健康経営促進事業費補助金 募集案内

「ウェルネスシティ（予防・健幸都市）」の実現に向け、企業等による健康づくり活動を一層活性化させるため、健康経営事業を行う中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 対象事業

従業員の健康に資する新規の健康経営促進事業とする。

補助対象事業の例

対象事業例	具体の取組例
従業員の健康増進	従業員の歩行・運動を促し、健康的な生活習慣を促進する取組
	従業員が健康診断を受けやすい環境整備し受診率向上する取組
	従業員のヘルスリテラシー向上のための講習会などの受講
	従業員の健康的な食生活を促すための栄養指導などの取組
メンタルヘルス支援	従業員のメンタルヘルスをサポートするためのセミナーの開催などの取組
	従業員が匿名でカウンセリングを受けられる窓口の設置等
健康情報の提供	従業員の健康に関する情報を提供するニュースレターの定期発行
	健康セミナーを動画配信し、従業員がいつでも学べる環境を整える。
その他	専門家による企業全体の健康経営の診断と改善提案を受けるコンサルティング

▼対象とならない事業(例)

- ✓ 新規性のない事業(過去からの継続事業)
- ✓ 物品購入のみの事業
- ✓ 特定の個人やグループ、職場サークル活動等に対して給付する事業
- ✓ 法律等により実施の責務・義務がある事業

※その他、詳細は交付要綱第4条や交付要綱別表をご覧ください。

2 対象期間（事業期間）

補助金交付決定日 ～ 令和7年3月31日

※事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、対象経費の支払いを完了した上で、実績報告書の提出が必要ですのでご注意ください。

3 補助率・限度額・対象経費

補助率：1/2以内 補助限度額：50万円（ただし予算の範囲内）

対象経費：事業の実施に要する経費のうち、直接要する次の経費が対象となります。

報償費	講師・出演者等への謝金等
旅費	講師等への交通費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	電話料、事業実施に係る保険料等
委託料	事業の一部を外部に発注する際の委託費等
使用料及び賃借料	会場・資機材等の使用・借上げに要する経費等
その他	市長が必要と認める経費

▼対象とならない経費

- ✓ 領収書その他支払いを証する書類(名宛人が申請者と同一名義のものに限る。)が提出できない経費(交通費等の実費弁償分を除く。)
- ✓ 飲食代(講師、出演者等の分を含む。)
- ✓ 浜松市物品管理規則第3条に定める備品に該当するもの

4 対象者

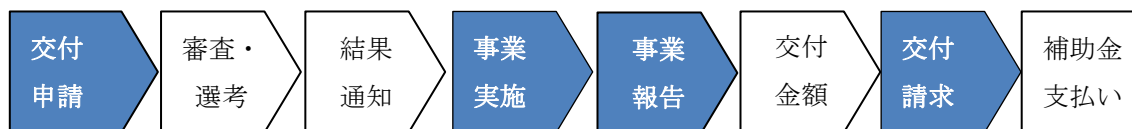
補助の対象となる主たる者は、次の要件を全て満たす必要があります。

1	市内に住所又は事務所を有する中小企業者等であり、その従業員が主に浜松市民であること。
2	浜松市税を完納していること。
3	納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

▼対象とならない者

- ✓ 暴力団(浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ✓ 暴力団員等(浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)
- ✓ 暴力団員等と密接な関係を有する者
- ✓ 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- ✓ 公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

5 補助のながれ



6 申請先・問い合わせ先

浜松市 ウェルネス推進事業本部 担当：水野、徳増

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

電話 053-457-2129 Mail wellness@city.hamamatsu.shizuoka.jp